

新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度

助成金活用の手引き

独立行政法人中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

目 次

	ページ番号
1. 用語、略語の定義	
(1) 本手引きで使用する用語、略語の定義	1
2. 事業の概要	
(1) 事業の目的	3
(2) 事業の概要	3
3. 助成金受領後の流れ	
(1) 助成金活用のフロー図	4
4. 助成期間中の管理（申請内容に変更があった場合）	
(1) 事務局に届け出が必要となる変更	5
(2) 助成金の振込先口座に変更があった場合	5
(3) 「申請内容変更届」の記入方法	6
(4) 「申請内容変更届」の郵送先	6
5. 助成期間中の管理（交付対象者に変更があった場合）	
(1) 事務局に申請が必要となる変更	8
(2) 事務局に申請が不要な変更	9
(3) 「助成対象者変更申請書」の記入方法	9
(4) 受理及び審査	10
(5) 審査結果の通知	10
(6) 事務局が助成対象者の変更を認めない場合	10
(7) 事務局から変更申請書の提出を要請する場合	10
(8) 事務局から変更申請書の提出の要請後、期限内に提出がなかった場合	10
(9) 「助成対象者変更申請書」の郵送先	11
6. 助成期間中の管理（利子の支払いができなくなった場合等）	
(1) 法の定めにより利子の支払いができなくなった場合	13
(2) 利子の支払いを行わなくなった場合	13
(3) 通知・連絡先	13

目 次

	ページ番号
7. 助成期間中の管理（交付決定の取消し事項に該当した場合）	
（1） 交付決定の取消し事項に該当した場合	14
（2） 返還金及び加算金の納付手続き	14
（3） 返還金を納付期限までに納付しなかった場合	14
8. 助成終了（助成金額の確定）	
（1） 助成終了事項	15
（2） 助成金額の確定	15
（3） 交付額と確定額に差異が生じた場合	15
9. 助成終了（交付額が確定額を上回った場合）	
（1） 交付額が確定額を上回った場合	16
（2） 返還金の納付手続き	16
（3） 返還金を納付期限までに納付しなかった場合	16
10. 助成終了（交付額が確定額を下回った場合）	
（1） 交付額が確定額を下回った場合	17
（2） 助成金の追加交付手続き	17
11. お問い合わせ・連絡先	
（1） お問い合わせ・連絡先	18

1. 用語、略語の定義

(1) 本手引きで使用する用語、略語の定義

1. 本事業：「新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度」に基づき、一定の要件のもと、貸付に係る利子の支払に相当する額を助成すること。
2. 事務局：「新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局」のこと。独立行政法人中小企業基盤整備機構から委託を受け、本事業を遂行する者のこと。
3. 助成金：本事業により支給される貸付に係る利子の支払いに供する資金のこと。利子補給金のこと。
4. 助成金額：助成金の金額のこと。
5. 助成期間：交付決定を受けてから助成が終了するまでの期間のこと。
6. 交付：（助成金を）支給すること。
7. 交付決定：事務局が申請者を助成の対象者として認め、助成金を支給することを決めたこと。
8. 助成対象者：助成の対象となる者または対象となった者のこと。
9. 交付対象者：助成対象者のうち、交付決定を受けた者のこと。
10. 日本公庫：「株式会社日本政策金融公庫」のこと。このうち、中小企業事業を「中小事業」、国民生活事業を「国民事業」という。
11. 沖縄公庫：「沖縄振興開発金融公庫」のこと。
12. 商工中金：「株式会社商工組合中央金庫」のこと。
13. 日本政策投資銀行：「株式会社日本政策投資銀行」のこと。
14. 公的金融機関：上記 10 から 13 の金融機関の総称。
15. 新型コロナ特別貸付：公的金融機関が定める助成対象となる貸付制度の総称。
16. 対象貸付：新型コロナ特別貸付のうち、交付決定を受けた対象の貸付のこと。交付対象者が公的金融機関から受けた貸付のこと。
17. 貸付を受けた公的金融機関：助成対象者が対象貸付を受けた特定の金融機関のこと。

18. 申請書：「特別利子補給助成金交付申請書及び請求書」（様式1）のこと。
 19. 申請書類：申請のために必要となる書類の総称。具体的には、申請書、誓約・同意書、申告書を合わせたもののこと。
 20. 債務者：貸付を受けた者または受けている者のこと。
 21. 旧債務者：債務者が変更した場合において、変更前の債務者のこと。
 22. 新債務者：債務者が変更した場合において、変更後の債務者のこと。
 23. 貸付引受：旧債務者が対象貸付を新債務者に譲渡し、新債務者及び債権者が当該譲渡を認める行為。
 24. 約定返済：貸付契約に定めた通りに返済をすること。
 25. 約定外返済：貸付契約に定めていない返済をすること。繰上げ返済のこと。
 26. 期限の利益の喪失：貸付契約に定めた返済期限が到来するまで債務を履行しなくてもよいという債務者の利益が失われること。すなわち、債権者が債務者に対して、債務の履行を請求することができることをいう。
 27. 変更届：「申請内容変更届」のこと。
 28. 変更申請書：「助成対象者変更申請書」のこと。
 29. 確定額：助成金額として確定した金額のこと。本事業においては、助成期間中、交付対象者が貸付を受けた公的金融機関に対して実際に支払った利子の金額のことをいう。
 30. 交付額：交付した助成金額のこと。本事業においては、交付決定後、最長3年分の利子相当額を一括して前払いした金額のことをいう。
 31. 確定通知書：「特別利子補給助成金確定通知書」のこと。
 32. 返還のご案内：「特別利子補給助成金の返還のご案内」のこと。
 33. 確定兼返還請求書：「特別利子補給助成金確定通知兼特別利子補給助成金返還請求書」のこと。
 34. 確定兼追加交付通知書：「特別利子補給助成金確定通知兼特別利子補給助成金追加交付通知書」のこと。
-

2. 事業の概要

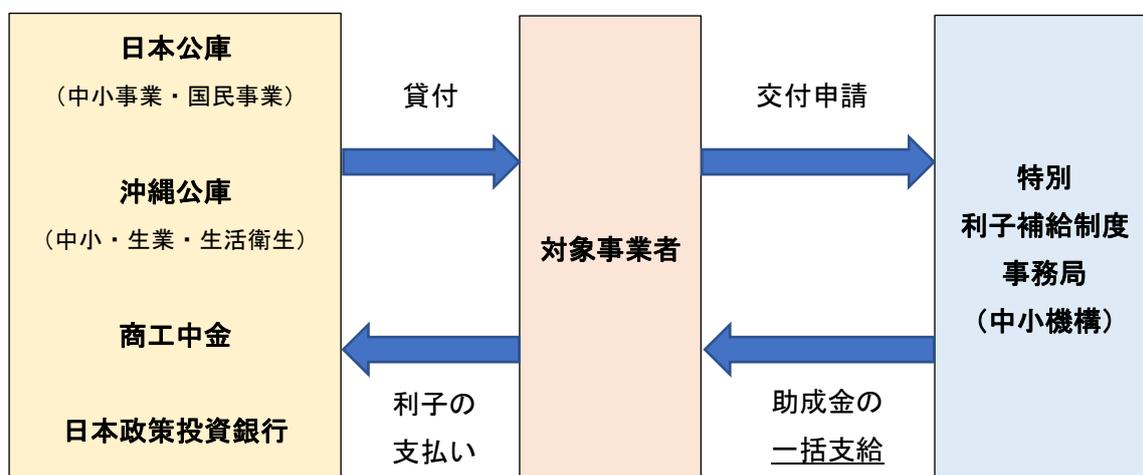
(1) 事業の目的

本事業は、一定の要件のもと、公的金融機関による新型コロナ特別貸付を実質的に無利子化することで、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者の一層の資金繰りを支援することを目的としています。(令和5年8月31日受付終了)

(2) 事業の概要

本事業は、新型コロナ特別貸付に対して支払う最長3年間分の利子相当額を一括で助成する制度です。助成金(利子補給金)の交付を受け、その助成金を利子の支払いに充てることで、貸付を受けた日から最長3年間は実質的に無利子となります。

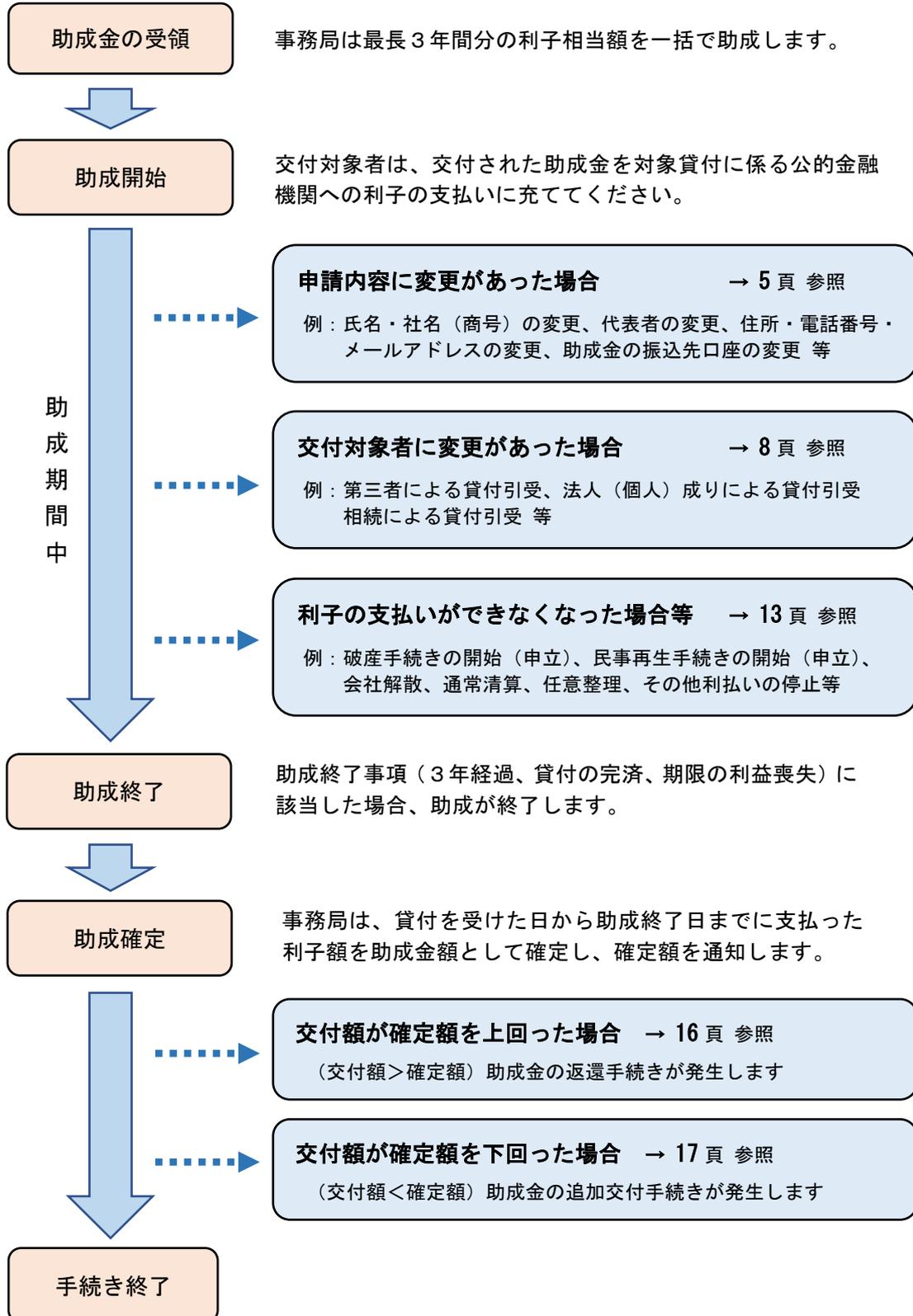
なお、助成期間終了後、交付された助成金額と実際に支払った利子額(確定額)に差が生じた場合は、助成金の返還または追加交付手続きにより精算することになります。



※ 交付申請の受付は、令和5年8月31日に終了しました。

3. 助成金受領後の流れ

(1) 助成金活用のフロー図



4. 助成期間中の管理（申請内容に変更があった場合）

（1）事務局に届け出が必要となる変更

助成期間中、以下のいずれかの変更があった場合は、「申請内容変更届」（様式11）を作成し、速やかに、郵送により事務局に提出してください。「申請内容変更届」は、特別利子補給制度ホームページに掲載してありますので、プリントアウトしてご使用ください。

【 届け出が必要となる変更事項 】

- a. 氏名、商号又は名称を変更した場合
- b. 法人である場合における代表者を変更した場合
- c. 住所、電話番号又はメールアドレスを変更した場合

（2）助成金の振込先口座に変更があった場合

助成期間中に、申請書に記入した振込先口座に変更があった場合は、「申請内容変更届」と併せて、「様式11別紙（振込先口座の変更）」を作成し、速やかに、郵送により事務局に提出してください。「様式11別紙（振込先口座の変更）」は、特別利子補給制度ホームページに掲載してありますので、プリントアウトしてご使用ください。

◆注意事項◆

- ・ 助成金を受領後であっても、変更が生じた場合は「申請内容変更届」を事務局までご提出ください。
- ・ 変更があったにも関わらず事務局に届け出がない場合、助成金額の確定や返還、追加交付等の手続きの遅れの原因となりますので、必ず届け出てください。
- ・ 特に、振込先口座の変更について届け出がない場合、助成金の追加交付が生じた際、追加交付ができなくなる可能性がありますので、必ず届け出てください。

(3) 「申請内容変更届」の記入方法

「申請内容変更届」は、商業登記簿謄本や印鑑証明書、住民票等の客観的に確認することができる資料に基づき、正確に記入してください。また、住所変更の場合は、ビルの階数や号室まで記入してください。

なお、当該資料を事務局に提出する必要はありませんが、事務局は、変更内容を確認するため、連絡をさせて頂く場合がございます。

(4) 「申請内容変更届」の郵送先

「申請内容変更届」の郵送先は、「11. お問い合わせ・連絡先」をご参照ください。

例 株式会社中小機構は、令和2年9月1日付けの交付決定通知書を受領した後、
令和2年10月15日に、以下の変更があった場合。

変更箇所	変更前	変更後
代表者	中小 太郎	中小 花子
住所	東京都港区虎ノ門〇-〇-〇 ××ビル	東京都港区虎ノ門□-□-□ △△ビル2F
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	03-××××-××××

(様式11)

令和 2 年 1 0 月 2 0 日

(独) 中小企業基盤整備機構 理事長 殿
(特別利子補給制度事務局宛)

現在(変更後)の情報をご記入ください

(申請者)

〒	1 0 4 - 0 0 0 0	(建物名)
住所	東京 都 道 港 市 区 虎ノ門 □-□-□	△△ビル2F
法人名	株式会社中小機構	代表者名
商号又は名称 (ゴム印可)		自署 (ゴム印不可)
電話番号 (携帯電話可)	03 - ×××× - ××××	E-mail
		chushokiko@**.co.jp

申請内容変更届

(新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度)

当社又は私は、令和 2 年 9 月 1 日 ※付で交付決定を受けた申請又は現在交付申請中の内容を次のとおりに変更するため、届出を行います。

※交付決定日を枠内にご記入ください。

交付決定通知書の日付をご記入ください

変更事項 ↓ (変更となる項目に○)	変 更 前 (変更事項のみご記入ください。)	変 更 後 (変更事項のみご記入ください。)
氏名、商号又は名称		
○ 代表者名	中小 太郎	中小 花子
○ 住所	東京都港区虎ノ門〇-〇-〇 ××ビル	東京都港区虎ノ門□-□-□ △△ビル2F
○ 電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	03-××××-××××
メールアドレス		

5. 助成期間中の管理（交付対象者に変更があった場合）

（1）事務局に申請が必要となる変更

助成期間中、対象貸付の第三者引受や法人成り等によって、対象貸付の債務者が変更した場合は、旧債務者と新債務者と連名で、「助成対象者変更申請書」（様式12）を作成し、速やかに、郵送により事務局に提出してください。「助成対象者変更申請書」は、特別利子補給制度ホームページに掲載してありますので、プリントアウトしてご使用ください。

【 申請が必要となる変更事項 】

- ・対象貸付の債務者が、第三者に変更した場合

< 具体例 >

第三者による貸付引受、法人（個人）成りに伴う貸付引受、相続 等

◆注意事項◆

- ・助成金を受領後であっても、交付対象者に変更が生じた場合は「助成対象者変更申請書」を事務局までご提出ください。
- ・交付対象者に変更があったにも関わらず事務局に申請がない場合、対象貸付は完済したものととして、本事業の助成は途中で終了します。この場合、助成金の返還手続きが発生する可能性がありますので、必ずご提出ください。

(2) 事務局に申請が不要な変更

交付対象者が変更した場合のうち、次の①～③の要件のすべてを満たす場合、交付対象者としての地位は、旧債務者から新債務者に当然に承継されると解されるため、変更申請書を事務局に提出する必要はありません。

【 変更申請が不要となる3要件 】

- ① 新債務者が旧債務者の保有する資産や負債、地位等のすべてを承継した場合
- ② ①に係る承継が新債務者の単独によるものである場合
- ③ ①に係る承継と同時期に旧債務者が消滅した場合

< 具体例 >

旧債務者を単独で吸収する合併、旧債務者が消滅する新設合併

なお、上記の場合であっても、会社名や商号又は名称、代表者名等の届け出が必要となる変更があった場合は、「4. 助成期間中の管理（申請内容に変更があった場合）」に従い、「申請内容変更届」を郵送により事務局に提出してください。

(3) 「助成対象者変更申請書」の記入方法

「助成対象者変更申請書」は、商業登記簿謄本や印鑑証明書、住民票等の客観的に確認することができる資料に基づき、正確に記入してください。また、住所については、ビルの階数や号室まで記入ください。

なお、当該資料を事務局に提出する必要はありませんが、事務局は、申請内容を審査するために、旧債務者または新債務者に対して、電話や電子メールでの問い合わせや資料提出の依頼、現地訪問による調査等を実施する場合があります。

(4) 受理及び審査

事務局は、変更申請書の提出を受け、不備や不足がないことを認めた場合はこれを受理し、新債務者が助成対象者の要件を満たすかを審査します。

(5) 審査結果の通知

事務局は、審査の結果、変更を認める場合、旧債務者と新債務者の双方に対して、「助成対象者変更承認通知書」により、助成対象者の変更を認める旨を通知します。このとき、新債務者は、旧債務者から助成対象者としての地位を承継することができます。

事務局は、審査の結果、変更を認めない場合、旧債務者と新債務者の双方に対して、「助成対象者変更不承認通知書」により、助成対象者の変更を認めない旨を通知します。このとき、新債務者は、旧債務者から助成対象者としての地位を承継することができません。

(6) 事務局が助成対象者の変更を認めない場合

事務局が助成対象者の変更を認めない場合、対象貸付は完済したのものとして、債務者が変更した日を助成期間の終了日とし、本事業の助成は終了します。助成終了後の手続きについては、「8. 助成終了（助成金額の確定）」をご参照ください。

(7) 事務局から変更申請書の提出を要請する場合

申請が必要となる変更があったにも関わらず事務局に申請がない場合、事務局は貸付を受けた金融機関から情報を得て、旧債務者に対して、変更申請書を提出するように要請することがあります。

(8) 事務局から変更申請書の提出の要請後、期限内に提出がなかった場合

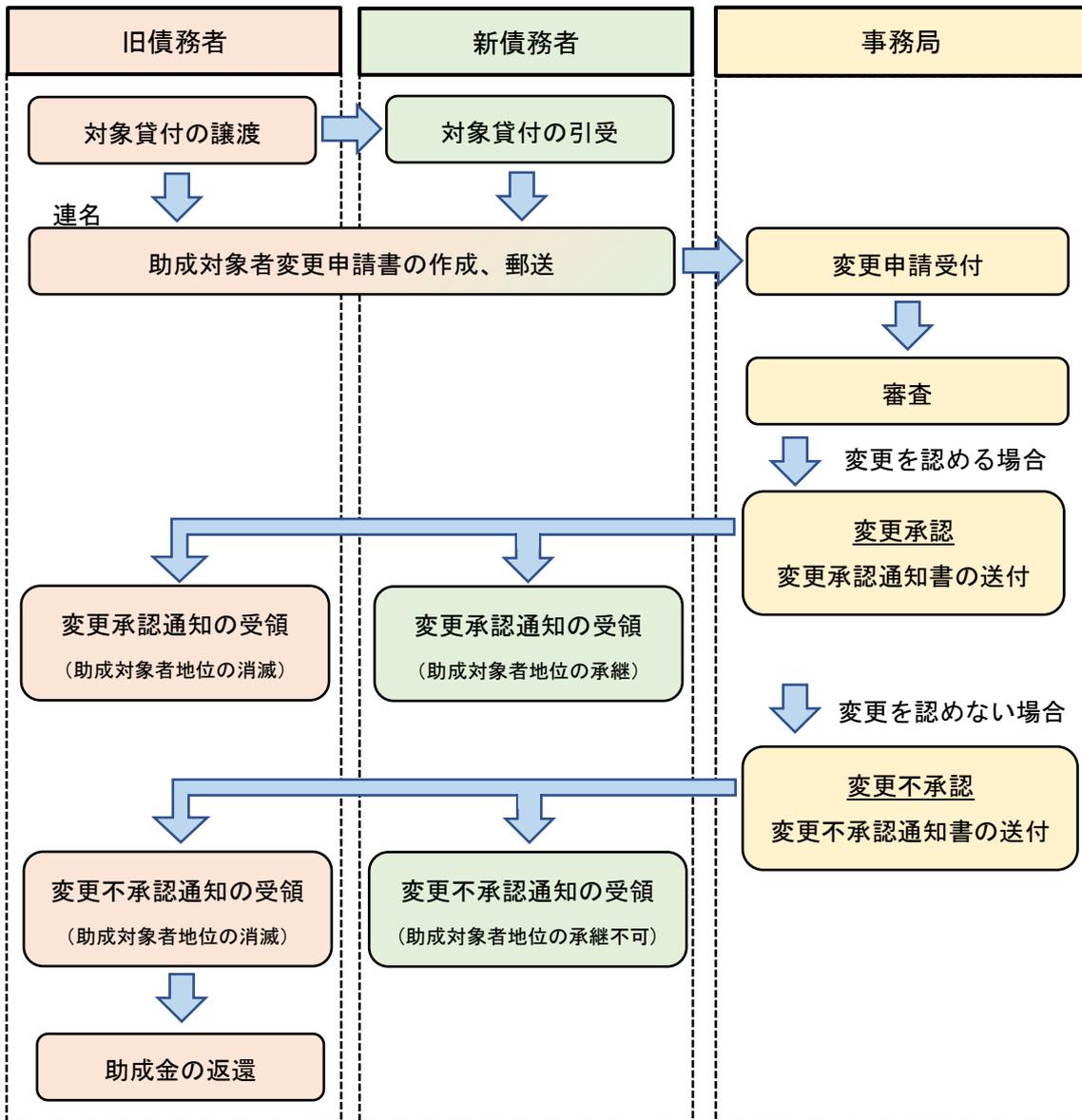
事務局から変更申請書の提出の要請があった日から30日を経過してもなお、変更申請

書の提出がない場合、対象貸付は完済したのものとして、債務者が変更した日を助成期間の終了日とし、本事業の助成は終了します。助成終了後の手続きについては、「8. 助成終了（助成金額の確定）」をご参照ください。

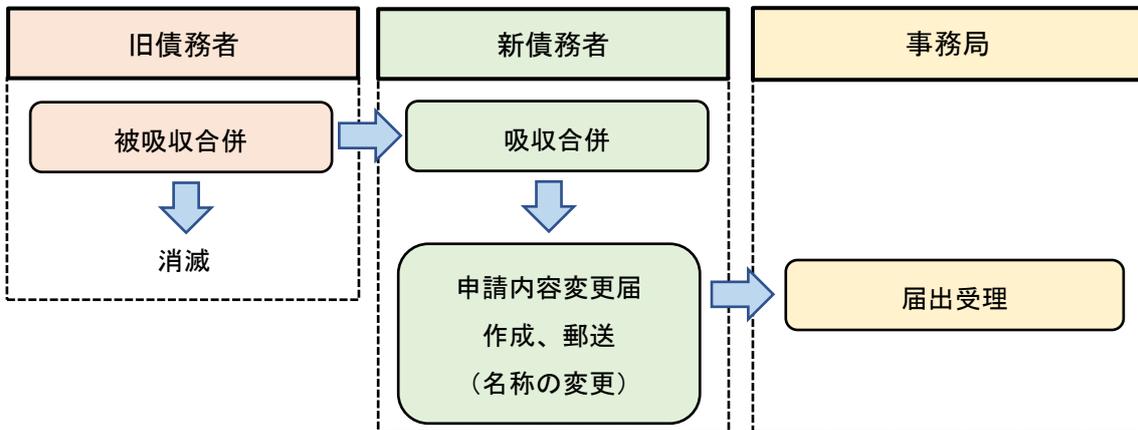
（9）「助成対象者変更申請書」の郵送先

「助成対象者変更申請書」の郵送先は、「11. お問い合わせ・連絡先」をご参照ください。

<参考1> 対象貸付の引受の場合のフロー



<参考2> 吸収合併（すべての資産、負債、地位等を承継）、法人名変更の場合のフロー



6. 助成期間中の管理（利子の支払いができなくなった場合等）

（1）法の定めにより利子の支払いができなくなった場合

助成期間中、交付対象者が法の定めにより対象貸付に係る利子の支払いができなくなった場合は、法の定めに従い、法の定める様式及び方法で、事務局に通知してください。

【 法の定めによって対象貸付の利子の支払いができなくなった例 】

- a. 破産法に基づく破産手続開始決定
- b. 民事再生法に基づく再生手続開始決定
- c. 会社更生法に基づく更生手続開始決定
- d. 会社法に基づく特別清算の開始決定
- e. 上記の他、法令等により、対象貸付の利子の支払いができなくなった場合

（2）利子の支払いを行わなくなった場合

上記（1）に該当しない場合であっても、助成期間中、交付対象者が対象貸付に係る利子の支払いを行わなくなった、または行わなくなる可能性がある場合は、事務局に連絡してください。

【 対象貸付の利子の支払いを行わなくなった例 】

- a. 法人の解散、通常清算、任意整理等の場合
- b. 個人事業主の相続、廃業等の場合
- c. 上記の他、助成期間の途中で対象貸付の利子の支払いを行わなくなった場合

（3）通知・連絡先

通知・連絡先は、「1 1. お問い合わせ・連絡先」をご参照ください。

7. 助成期間中の管理（交付決定の取消し事項に該当した場合）

（1）交付決定の取消し事項に該当した場合

交付対象者が、以下のいずれかの事項に該当する場合、または該当することが明白である場合、事務局は交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとします。なお、本取り扱いは、助成終了後であっても、適用されるものとします。

【 交付決定の取消し事項 】

- a. 交付決定に付した条件、法令、規則等、事務局の定め若しくは指示に違反した場合
- b. 故意に申請書類等を偽り、その他不正の手段により交付決定を受けた場合
- c. 交付決定の内容若しくは目的に反して助成金を使用した場合

（2）返還金及び加算金の納付手続き

事務局から交付決定の取消しを受けた者は、当該取消しに係る部分の助成金を事務局に返還しなければなりません。また、助成金を受領した日から助成金を返還した日までの期間に応じ、当該取消しに係る部分の助成金額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局に納付しなければなりません。

事務局より返還金及び加算金の金額、納付方法、納付期限等について、通知があります。

（3）返還金を納付期限までに納付しなかった場合

返還金を納付期限までに納付しなかった場合は、当該期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければなりません。

事務局より延滞金の金額、納付方法、納付期限等について、通知があります。

◆注意事項◆

交付決定の取消しを受けた者は、不正内容の公表等を受けることや、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条」に基づき、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金または両方に処せられる可能性があります。

8. 助成終了（助成金額の確定）

（1）助成終了事項

交付対象者が、以下のいずれかの事項に該当した場合、該当した日を助成期間の終了日として、本事業の助成は終了します。

【 助成終了事項 】

- a. 対象貸付を受けた日から起算して3年が経過した場合
- b. 対象貸付を完済した場合
- c. 対象貸付における期限の利益を喪失した場合

なお、交付対象者は、助成終了事項に該当したことを事務局に報告する必要はありません。事務局は、貸付を受けた公的金融機関から、交付対象者が助成終了事項に該当したことについて、報告を受けます。

（2）助成金額の確定

助成終了後、事務局は貸付を受けた公的金融機関から、交付対象者が助成期間中に実際に支払った利子の金額の報告を受けます。事務局は、当該利子の金額を助成金額として確定し、交付対象者に対して、当該確定額を通知します。

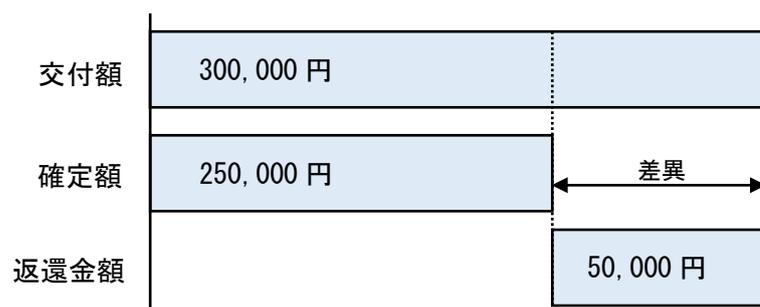
（3）交付額と確定額に差異が生じた場合

助成期間中、対象貸付に条件変更や約定外返済等があった場合、交付額と確定額に差異が生じる場合があります。この場合、助成金の返還または追加交付の手続きが発生します。なお、この差異がない場合、事務局は「確定通知書」を送付し、本事業にかかる手続きは終了となります。

9. 助成終了（交付額が確定額を上回った場合）

（1）交付額が確定額を上回った場合

交付額が確定額を上回った場合、交付対象者は、上回った部分の金額を事務局に返還しなければなりません。



（2）返還金の納付手続き

事務局は、助成金を返還しなければならない交付対象者に対して、返還金の金額、振込先金融機関の口座情報を記載した「返還のご案内」または「確定兼返還請求書」を送付します。
受領次第、速やかに振込の方法で納付してください。

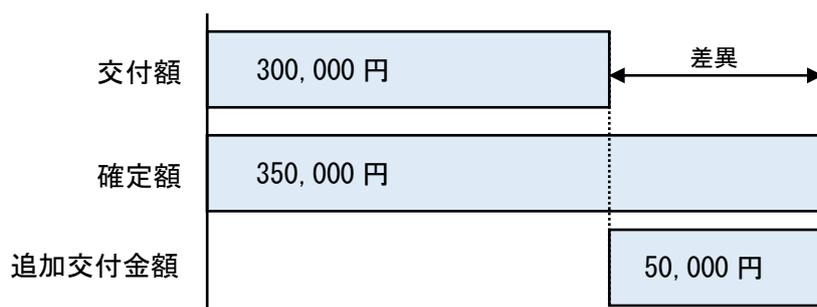
（3）返還金を納付期限までに納付しなかった場合

返還金を納付期限までに納付しなかった場合は、当該期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければなりません。事務局は、延滞金に係る納付書（請求書）を郵送しますので、納付期限までに納付してください。

10. 助成終了（交付額が確定額を下回った場合）

（1）交付額が確定額を下回った場合

交付額が確定額を下回った場合、事務局は、下回った部分の金額を交付対象者に追加交付します。



（2）助成金の追加交付手続き

事務局は、追加交付の対象となる交付対象者に対して、確定額とともに、追加交付する助成金額、助成金の交付口座等を「確定兼追加交付通知書」により通知します。

事務局は、当該通知後、助成金の交付口座宛てに振込の方法で追加交付します。なお、助成金の交付口座の情報は、申請書に当初記入された情報となりますので、口座情報に変更が生じている場合は、速やかに、事務局に連絡してください。

11. お問い合わせ・連絡先

(1) お問い合わせ・連絡先

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度について、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先・連絡先 】

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 株式会社 JTБ 東京中央支店内
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 宛



0570-060515 (平日 9時~17時)

【 特別利子補給制度ホームページ 】

(URL) <https://tokubetsu-riho.jp>

特別利子補給金



2023.10